

議 事 日 程

第 6 回定例会
R 5 . 6 . 9 午後 4 時
狛江市役所 4 階特別会議室

1 審議事項

- (1) 議案第 18 号
狛江市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第 19 号
令和 5 年度市民プールの実施期間等の変更について

2 報告事項

－ 議会報告 －

- (1) 令和 5 年狛江市議会第 1 回臨時会の結果について

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

- (1) 狛江市立学校における一斉閉庁の実施について
- (2) 狛江市教育委員会と専修大学スポーツ研究所とのスポーツ及び教育分野に関する連携・協力に関する包括協定の締結について

議案第 18 号

狛江市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市教育委員会並びにその所管に属する教育機関における公印に関する必要な事項について、所要の改正を行う。

狛江市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

令和5年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市教育委員会公印規則（昭和45年教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
名称	ひな型 番号	書体	寸法 ミリ	用途	管守責 任者	名称	ひな型 番号	書体	寸法 ミリ	用途	管守責 任者
狛江市 教育委 員会印	1	てん 書	方30	横書辞 令、賞 状及び 一般文 書用	学校教 育課長	狛江市 教育委 員会印	1	てん 書	方30	横書辞 令、賞 状用	学校教 育課長
(略)						(略)					
狛江市 教育委 員会教 育長印	5	てん 書	方21	一般文 書用	学校教 育課長	狛江市 教育委 員会教 育長印	5	〃 〃	方21	〃 〃	〃 〃
(略)						(略)					
東京都 狛江市 立狛江 第何学 校之印	12	てん 書	縦60 横60	証書用 (たて 書)	各学校 長	東京都 狛江市 立狛江 第何学 校之印	12	〃 〃	縦60 横60	証書用 (たて 書)	各学校 長
(略)						(略)					
東京都 狛江市 立図書 館之印	26	てん 書	方30	一般文 書用	図書館 長	東京都 狛江市 立図書 館之印	26	〃 〃	方30	一般文 書用	図書館 長
(略)						(略)					

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

議案第 19 号

令和 5 年度市民プールの実施期間等の変更について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市体育施設条例施行規則（平成 20 年教育委員会規則第 10 号）第 4 条に基づき、今年度の市民プールの休場日を変更する。

令和5年度市民プールの実施期間等の変更について(案)

指定管理者との協議を踏まえ、下記の通り市民プールの実施期間等を変更いたしたい。

記

(1) 実施期間の変更

以下の通り実施期間を変更する。

変更前 7月 15 日から8月 31 日まで

変更後 7月 13 日から8月 31 日まで

(2) 開始時間の変更

以下のとおり、開始時間を変更する。なお、対象期間は「夏休み短期水泳教室」を実施する日とする。

変更前 9時 30 分から

変更後 8時 15 分から

※「夏休み短期水泳教室」の実施期間

第1期 7月 24 日から7月 27 日まで(天候不良の場合は7月 28 日まで)

第2期 7月 31 日から8月 3日まで(天候不良の場合は8月 4日まで)

第3期 8月 7日から8月 10 日まで(天候不良の場合は8月 11 日まで)

第4期 8月 21 日から8月 24 日まで(天候不良の場合は8月 25 日まで)

■令和5年狛江市議会第1回臨時会の結果について
 (会期：令和5年5月16日)

○議案（教育委員会関連）

議案	結果
議案第 23 号 令和5年度狛江市一般会計補正予算（第1号）	可決

狛教教学発第 000183 号

令和 5 年 月 日

狛江市立学校長 各位

狛江市教育委員会

教育部長 波瀬 公一

(公 印 省 略)

狛江市立学校における一斉閉庁の実施について (依頼)

市立学校の教職員のワークライフバランスの向上を図るとともに、学校施設の一斉点検等を実施するため、下記のとおり、市立学校全校の閉庁日を設定いたします。

つきましては、下記記載の依頼事項に御協力をお願いいたします。

貴管下の教職員に遺漏なく周知いただくとともに、別紙の案内文を保護者に配布していただきま
すようお願いいたします。

記

- ・閉庁期間は、8月7日(月)から8月11日(金)までとする。
- ・この間、校舎内には立ち入らないこととする。
- ・この間、証明書の発行等の窓口業務及び電話対応は、原則として行わないこととする。
- ・この間、児童・生徒の登校や校内での部活動は、原則として行わないこととする。
- ・この間、緊急の事態が発生したときは、教育委員会に連絡する。

※なお、一斉閉庁期間中において、学童クラブは開設いたします。

保護者の皆様

狛江市立学校における学校閉庁の実施について

日頃より、学校運営と狛江市の教育行政に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨年度に引き続き、本年度も狛江市立学校の教職員のワークライフバランスの向上と、学校施設の一斉点検等を行うため、狛江市立学校全校の閉庁日を設定することとしましたので、お知らせします。

この期間は、原則として教職員は出勤せず、証明書の発行等の窓口業務は行いません。電話についても、自動音声ガイダンスによる応答となり、教職員による対応はいたしません。原則として児童・生徒の登校等も行いません。(学童クラブは開設します。)

学校閉庁期間：8月7日（月）から8月11日（金）まで

-8月-

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11 山の日	12	13

(※前後の土日を合わせて、9日間連続の学校閉庁)

なお、緊急時は下記の連絡先に御連絡ください。

○緊急時連絡先

狛江市教育委員会 03-3430-1111 (狛江市役所代表)

- ・ 児童生徒に係る緊急事態 指導教職員係 (内線 2332)
- ・ 上記以外の問合せ 教育庶務係 (内線 2321)

スポーツ及び教育分野に関する連携・協力に関する包括協定書

狛江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と専修大学スポーツ研究所（以下「研究所」という。）は、スポーツ及び教育分野に関する相互の包括的な連携・協力により、地域社会の発展に資するため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、教育委員会及び研究所が包括的な連携・協力のもと、スポーツ及び教育の分野における人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 教育委員会及び研究所は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) スポーツ及びスポーツ医科学研究・教育に係る人的交流の促進に関すること。
- (2) 人的・知的資源及びスポーツ施設等の物的資源の相互活用に関すること。
- (3) スポーツ医科学・教育に係る調査研究及び事業の共同実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な連携・協力を資する事項

（守秘義務）

第3条 教育委員会及び研究所は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の目的以外の目的に利用してはならず、また本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（連絡担当者）

第4条 第2条各号に掲げる連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、教育委員会及び研究所は連絡担当者を定め、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、教育委員会及び研究所のいずれからも異議の申出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会及び研究所が協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名のうえ、各自1通を所持する。

令和5年6月5日

教育委員会
狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市教育委員会
教育長（柏原 聖子）

柏原聖子

研究所
川崎市多摩区東三田2丁目1番1号
専修大学スポーツ研究所
所長（佐藤 満）

佐藤満